

(第一類 第十五号)

第一回國會 通信委員會 議錄 第二十一号

(七六八)

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 岡田 勢一君

委員 重井 鹿治君 堀田 天野 久君

大石 ヨシエ君 堀川 静雄君

片島 港君 成田 知巳君

小島 徹三君 千賀 康治君

田島 房邦君 中野 寅吉君

平井 義一君 宮橋 靖君

森 直次君 林 百郎君

出席國務大臣

逓信大臣 三木 武夫君

出席政府委員

逓信事務官 小笠原光壽君

委員外の出席者

議員原 孝吉君 議員的場 金右衛門君

議員山下 春江君 議員庄司 一郎君

司法事務官 高橋 勝好君

逓信事務官 荒巻伊勢雄君

専門調査員 吉田 弘吉君

十一月十四日

郵便貯金法案(内閣送付)(豫第二十七號)

の豫備審査を本委員會に付託された。

十一月十四日

特定郵便局制度存続の請願(庄司一郎君紹介)(第一一〇一號)

宮本村大字横川に郵便局設置の請願(山下春江君紹介)(第一一一〇號)

奥栗及び三軒屋兩部落を郵便區域に復活の請願(長野長廣君紹介)(第一一四四號)

豊田村に無集配郵便局設置の請願

第二類第十五号 通信委員會議錄

第二十一号 昭和二十二年十一月二十日

第二類第十五号 通信委員會議錄

第二十一号 昭和二十二年十一月二十日

第二類第十五号 通信委員會議錄

第二十一号 昭和二十二年十一月二十日

第二類第十五号 通信委員會議錄

第二十一号 昭和二十二年十一月二十日

(重井鹿治君紹介)(第一一六七號)の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

郵便法案(内閣提出)(第八二號)

郵便貯金法案(内閣送付)(豫第二十七號)

一 西志布志村伊崎田に郵便局設置の請願(堀金右衛門君紹介)(第八〇八號)

二 會津高田驛前に郵便局設置の請願(原孝吉君外一名紹介)(第一〇三四號)

三 民間放送事業に關する請願(大宮伍三郎君紹介)(第一〇七〇號)

四 特定郵便局制度存続の請願(庄司一郎君紹介)(第一一〇一號)

五 宮本村大字横川に郵便局設置の請願(山下春江君紹介)(第一一一〇號)

六 奥栗及び三軒屋兩部落を郵便區域に復活の請願(長野長廣君紹介)(第一一四四號)

七 豊田村に無集配郵便局設置の請願(重井鹿治君紹介)(第一一六七號)

特定郵便局に關する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第五四八號)

○岡田委員長 會議を開きます。

これより去る十一月十四日豫備審査のため郵便貯金法案が本委員會に付託になりましたので、これを議題としてまず政府より本案の提案の趣旨の説明を聴取いたします。三木逓信大臣。

郵便貯金法案
郵便貯金法目次

第一章 總則

第二章 業務に關する通則

第三章 通常郵便貯金

第四章 特別郵便貯金

第一節 預立郵便貯金

第二節 積立郵便貯金

第三節 定期郵便貯金

第四節 特別すえ置郵便貯金

第五節 すえ置期間經過後の特別郵便貯金

第五章 保管證券

附則

郵便貯金法

第一章 總則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡便で確實な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の經濟生活の安定を圖り、その福祉を増進することを目的とする。

第二條(郵便貯金の國營及び逓信大臣の職責) 郵便貯金は、國の行う事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 この法律に従ひ省令を發する

二 法律に觸れない範圍において、郵便貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に觸れない範圍において、貯金原簿所管廳及び證券原簿所管廳を設置し、又は廢止すること。

四 郵便貯金の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に觸れない範圍において、郵便貯金の業務に従事する者の能率の向上を圖るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便貯金事業を行うため、財政及び會計に關する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各號に掲げるものを除いて、郵便貯金に關し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(逓信大臣の職權の委任) 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵信局長に委任することができる。

第四條(郵便貯金の業務に従事する官吏) 郵便貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(訴訟に關する民事訴訟に關する) 郵便貯金に關する民事訴訟については、逓信省府局長又はその

の指定する官吏が、國を代表する。

第六條(印紙税の免除) 郵便貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第二章 業務に關する通則

第七條(郵便貯金の種類) 郵便貯金は左の五種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの

二 すえ置郵便貯金 一定のすえ置期間を定める以外に預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの

三 積立郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金に應じて預入するもの

四 定期郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、分割拂もどしをしない條件で一定の金額を一時に預入するもの

五 特別すえ置郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、この法律の定めるところにより發行する郵便貯金切手を以て預入するもの

通常郵便貯金以外の郵便貯金は、これを特別郵便貯金と總稱する。

第八條(團體取扱) 逓信官署は、省令の定める簡易な手續により、郵便貯金の團體取扱をする。

郵便貯金の團體取扱において、官公署、學校、會社、工場を

の他の事業場に属する者が團體を組織して、その團體の代表者の名義で、又は取まとめる人を通じて各別の名義で、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金とすることができ、るものとする。

第九條(證券の購入、保管及び売却) 逓信官署は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求に因り、左の取扱をする。

一 貯金の一部で國債證券その他の證券を購入保管し、又はこれを売却すること。

二 預金者の所有する國債證券その他の證券を保管し、又はこれを売却すること。

第十條(貯金總額の制限) 貯金總額は、一の預金者につき三萬圓を超えてはならない。但し、左に掲げる法人又は團體については、この限りでない。

- 一 地方公共團體
- 二 水利組合、水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合會
- 三 國立、公立又は私立の學校及び宗教法人
- 四 勞働組合
- 五 孤兒院及びこれに準ずる慈善團體並びに健康保險組合及びこれに準ずる相互扶助團體で營利を目的としないもの

前項第五號に掲げる法人又は團體は、省令でこれを定める。

第十一條(貯金の減額) 貯金總額が前條に規定する制限額を超えたときは、逓信官署は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつた

ときは、預金者は、貯金總額を制限額以内に減額しなければならぬ。

第一項の規定により通知を發した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、逓信官署は、制限額以内に減額するの必要、限度において、その貯金の一部で國債證券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した國債證券については、逓信官署は、預金者の請求に因り、その賣却の取扱をする。

第十二條(利子及び割増金) 特別すえ置郵便貯金以外の郵便貯金には、左の利率により、利子を附ける。

- 一 通常郵便貯金 年二分七厘六毛
- 二 すえ置郵便貯金 年三分三厘六毛
- 三 積立郵便貯金 年三分一厘二毛
- 四 定額郵便貯金 預入の月の初日から拂もどし證券を發行するときはその發行の日までの期間が五年を超えるとき 年三分五厘

同四年を超え五年以下であるとき 年三分三厘五毛

同三年を超え四年以下であるとき 年三分二厘

同二年を超え三年以下であるとき 年三分一厘

同二年以下であるとき 年三分

定額郵便貯金については、割増

金をくじびきにより附ける取扱をする。割増金を附ける取扱をする定額郵便貯金(以下割増金附定額郵便貯金という)には、そのすえ置期間中利子を附けない。

郵便貯金切手には、割増金をくじびきにより附ける。

第十三條(利子の計算) 利子は、預入の月からこれを附ける。

拂もどし金に相當する貯金には、その拂渡(拂もどし證券を發行するときはその發行)の月の利子を附けない。預入の月において拂もどし金の拂渡(拂もどし證券を發行するときはその發行)があつたときも、同様とする。

通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金にあつては、一圓未満の端數に、積立郵便貯金にあつては、十錢未満の端數に利子を附けない。

第十四條(郵便貯金通帳及び郵便貯金證券の交付) 逓信官署は、通常郵便貯金、すえ置郵便貯金又は積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳(以下通帳という)を、定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金の預金者には郵便貯金證券(以下貯金證券という)を交付する。

第十五條(證券保管證の交付) 逓信官署は、第九條又は第十一條第三項の規定により證券を保管したときは、預金者に證券保管證を交付する。

第十六條(通帳の冊數の制限) 預金者は、左の各號の一に該當する場合を除いては、二冊以上の通帳を以て預入をしてはならない。

一 第十條第一項但書に掲げる法

人又は團體であるとき。

二 すえ置期間の異なるすえ置郵便貯金をするとき。

三 積立郵便貯金をするとき。

四 團體取扱の郵便貯金をするとき。

五 通常郵便貯金、すえ置郵便貯金、積立郵便貯金及び團體取扱の郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。

第十七條(通帳の冊數の制限違反) 前條の規定に違反して預金者が二冊以上の通帳を以て預入をしたときは、その通帳のうち最初に交付したものに記入した貯金を除いては、利子を附けない。この場合において交付の日附を同じとする通帳二冊以上あるときは、貯金の現在高の最も多い通帳に記入した貯金を除いては、利子を附けない。

前項の規定により利子を附けない貯金については、既に拂もどした利子があるときは、逓信官署は、これに相當する金額を現に存する貯金から控除し、又は追徴する。

第十八條(通帳、貯金證券及び證券保管證の再交付) 逓信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、通帳、貯金證券又は證券保管證を再交付する。

一 預金者が通帳、貯金證券又は證券保管證を亡失したとき。

二 通帳、貯金證券又は證券保管證が汚染され、又は損毀されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 通帳に餘白がなくなつたと

き。

預金者は、前項第一號又は第二

號の規定による再交付を受けるときは、その料金として通帳一冊又は貯金證券若しくは證券保管證一枚につき一圓を納付しなければならない。

第十九條(貯金原簿及び證券保管原簿) 貯金の受入及び拂出については、貯金原簿所管廳において貯金原簿に記録する。

第九條又は第十一條第三項の規定により保管する證券(以下保管證券という)の受入及び拂出については、證券原簿所管廳において、證券保管原簿に記録する。

第二十條(利子記入) 貯金原簿所管廳は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより元金に加えられた利子を通帳に記入する。

貯金原簿所管廳は、期間を限り、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體以外の者の郵便貯金について前項の規定による記入をしないことができる。

前項の期間は、逓信大臣が、これを定めて公示する。

第二十一條(確認) 貯金原簿所管廳又は證券原簿所管廳は、預金者の請求に因り、貯金の現在高又は證券の保管を確認し、その旨をその通帳、貯金證券又は證券保管證に表示する。

第二十二條(通帳等の提出) 逓信官署は、必要があるときは、預金者に對し、通帳、貯金證券又は證券保管證の提出を求めることができる。

第二十三條(印章) 預金者は、郵便

貯金に關する手續をするには、省令の定める場合を除いて、印章を押さなければならない。

前項の印章は、當該郵便貯金につき一に限る。

預金者は、逓信官署に届け出て第一項の印章を變更することができ

第二十四條(譲渡制限) 郵便貯金又は保管証券に關する預金者の權利は、左の場合を除いては、これを譲り渡すことができない。

一 親族に譲り渡すとき。

二 遺言によつて譲り渡すとき。

第二十五條(證明) 逓信官署は、預金者の眞偽を調査するため必要な證明を求めることができる。

第二十六條(正當の拂渡) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手續を経て郵便貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付したときは、正當の拂渡又は交付をしたものとみなす。

第二十七條(免責) 逓信官署は、左の場合において郵便貯金の拂もどし金の拂渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂い渡すべき郵便局において現金に餘裕のないとき。

二 預金者の提出すべき書類が不完全なとき。

三 不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

第二十八條(料金の還付) 郵便貯金に關する既納の料金は、過納又は誤納のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したとき

は、これをするのでない。

第二十九條(貯金及び保管証券に關する權利の消滅) 十年間貯金の預入及び拂もどし並びに證券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確證のためにする通帳、貯金證書又は證券保管証券の提出がない場合において、逓信官署がその預金者に對し通帳、貯金證書若しくは證券保管証券を提出し、又は貯金の處分をすべき旨を催告し、その催告を發した日

から二箇月以内に、なお通帳、貯金證書若しくは證券保管証券の提出又は貯金の處分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に關する預金者の權利は、消滅し、保管証券歸屬は、國庫にする。

特別郵便貯金については、そのすえ置期間は、前項に規定する十年の期間にこれを算入しない。

第三十條(利用の制限及び業務の停止) 逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管廳、證券原簿所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一條(非常取扱) 逓信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、

且つ、期間を定めて、郵便貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第三章 通常郵便貯金

第三十二條(預入金額の最低制限) 通常郵便貯金の一度の預入金額は、五圓以上でなければならない。

第三十三條(預入の證明) 通常郵便貯金の預入は、郵便局又は貯金原簿所管廳において、その金額を通帳に記入して、これを證明する。

第三十四條(有價証券の預入) 左に掲げる有價証券は、省令の定めるところにより、その券面金額でこれを通常郵便貯金に預入することができる。

一 無記名の地方債證券及びその利札で支拂期の開始したもの

二 持參人拂の小切手

前項の有價証券で割増金附のものについては、その割増金もともに預入することができる。

第一項の有價証券で所得税を課せられるものについては、その預入金額は、券面金額から所得税額を控除した残額とする。

第一項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、當該有價証券が決済された後でなければ、貯金の現在高がその有價証券による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條(預入された有價証券の決済不能) 通常郵便貯金に預入した有價証券が逓信官署の責に歸すべきからざる理由に因り決済することができないときは、その預入は、初からなかつたものとみなす。

第三十六條(一部拂もどしに關する制限) 預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、十錢未満の端數の拂もどしを請求することができない。但し、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體の通常郵便貯金については、この限りでない。

預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、元金に加えられるていない利子の拂もどしを請求することができない。

第三十七條(拂もどし金の拂渡) 通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、通帳の提示を受けて(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の發行する拂もどし證書と引き換えに)これをする。

第三十八條(拂もどし證書の有効期間) 拂もどし證書の有効期間は、その發行の日から二箇月とする。

逓信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第三十九條(拂もどし證書の再交付) 逓信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、拂もどし證書を再交付する。

一 預金者が拂もどし證書を亡失したとき。

二 拂もどし證書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 拂もどし證書の有効期間が経過したとき。

預金者は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として證書一枚につき一圓を納付しなければならない。

第四十條(拂もどし金に關する權利の消滅) 拂もどし證書の有効期間の經過後三年間拂もどし證書の再交付の請求がないときは、その拂もどし證書に記載された金額の貯金に關する預金者の權利は、消滅する。

第四章 特別郵便年金

第四十一條(拂もどし及び證券交付の制限) すえ置郵便貯金においては、すえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂もどすことができない。又、保管証券の交付を受けることができない。但し、逓信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも、貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付することができる。

前項但書の場合には、第三十六條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十二條(すえ置期間) すえ置郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日第四十三條の規定による變更を請求した日から三年以上十年以下とし、預金者が、これを定める。但し、一年未満の端數を附けることができない。

り、これを延長することができ
る。

第四十三條(通常郵便貯金の變更)
通常郵便貯金は、預金者の請求に
因り、これをすえ置郵便貯金に變
更することができる。

第四十四條(準備規定) すえ置郵便
貯金には、第三十二條乃至第三十
五條の規定を準用する。

第二節 積立郵便貯金
第四十五條(拂もどし制限) 積立郵
便貯金においては、そのすえ置期
間が経過した後でなければ、貯金
を拂いもどすことができない。但
し、逓信大臣は、預金者の申請が
あつた場合において、預金者の生
計困難等のため特にその必要があ
ると認めるときは、すえ置期間内
でも貯金を拂い渡すことができ
る。

前項但書の場合には、一部拂も
どしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十
七條乃至第四十條の規定を準用す
る。

第四十六條(すえ置期間) 積立郵便
貯金のすえ置期間は、最初の預入
の日から三年とする。

第四十七條(預入金額) 積立郵便貯
金の一回の預入金額は、二十圓以
上五百圓以下とし、預金者が、こ
れを定める。但し、十圓未満の端
数を附けることができない。

前項の金額は、毎回同額でなけ
ればならない。但し、省令の定め
るところにより、これを變更する
ことができる。

第四十八條(預入金の合併預入) 郵
便局長は、預金者の請求に因り、

積立郵便貯金について、同時に二
回分以上の預入金を預入させるこ
とができる。

第四十九條(集金取扱の停止) 積立
郵便貯金の預金者が一年内に三回
以上預入をしなかつたときは、郵
便局長は、集金の取扱を停止する
ことができる。

第五十條(預入を取り扱わない地
域) 離島その他交通不便の地域
で逓信大臣の指定する地域におい
ては、積立郵便貯金の預入の取扱
をしない。

第五十一條(準備規定) 積立郵便貯
金には、第三十三條の規定を準用
する。

第三節 定額郵便貯金

第五十二條(拂もどし制限) 定額郵
便貯金においては、そのすえ置期
間が経過した後でなければ、貯金
を拂いもどすことができない。但
し、割増金附定額郵便貯金以外の定
額郵便貯金にあつては、逓信大臣
は、預金者の申請があつた場合に
おいて、預金者の生計困難等のた
め特にその必要があると認めると
きは、すえ置期間内でも貯金を拂
い渡すことができる。

第五十三條(すえ置期間) 定額郵便
貯金のすえ置期間は、預入の日か
ら一年とする。

割増金附定額郵便貯金のすえ置
期間は、預入の日から一年又は二
年とする。

第五十四條(預入金額) 定額郵便貯
金の預入金額は、百圓、二百圓、
三百圓、五百圓、千圓又は三千圓
とする。

第五十五條(拂もどし金の拂渡) 定

額郵便貯金の拂もどし金の拂渡
は、貯金證書(省令の定める場合
には貯金原簿所管廳の發行する拂
もどし證書)と引き換えにこれを
する。

第五十六條(準備規定) 定額郵便貯
金には、第三十三條乃至第三十五
條及び第三十八條乃至第四十條の
規定を準用する。この場合におい
て、第三十三條中「通帳」とあるの
は、「貯金證書」と読み替へるもの
とする。

第四節 特別すえ置郵便貯金

第五十七條(拂もどし制限) 特別
すえ置郵便貯金においては、その
すえ置期間が経過した後でなけれ
ば、貯金を拂いもどすことができ
ない。

第五十八條(すえ置期間) 特別すえ
置郵便貯金のすえ置期間は、預入
の日から五年とする。

第五十九條(郵便貯金切手の發行)
郵便貯金切手は、無記名とし、逓
信大臣が、これを發行し、郵便局
において、これを賣りさばく。

第六十條(郵便貯金切手の券面金
額) 郵便貯金切手の券面金額は、
五圓、十圓又は二十圓とする。

第六十一條(郵便貯金切手を以てす
る預入) 特別すえ置郵便貯金の
預入は、くじびきの終つた郵便貯
金切手を以て、その券面金額でこ
れをする。

特別すえ置郵便貯金の預入金額
は、二十圓以上でなければならな
い。但し、發行の月の翌月の初日
から起算し三年を経過した郵便貯
金切手を以てするときは、この限

りでない。

郵便貯金切手の發行の月の翌月
の初日から起算し五年を経過した
ときは、その郵便貯金切手を以
て、特別すえ置郵便貯金の預入を
することができず、又いかなる償
還を受けることができない。

第六十二條(準備規定) 特別すえ置
郵便貯金には、第三十三條の規定
を準用する。この場合において、
同條中「通帳」とあるのは「貯金證
書」と読み替へるものとする。

第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金

第六十三條(特別郵便貯金のすえ置
期間の経過) 特別郵便貯金は、
そのすえ置期間(定額郵便貯金に
あつては預入の日から十年)が経
過したときは、通常郵便貯金とな
る。この場合における定額郵便貯
金又は特別すえ置郵便貯金であつ
た郵便貯金の全部拂もどしで第六
十四條第一項の規定による通帳の
交付の請求前ものについては、
第五十五條の規定を準用する。

第六十四條(通帳の引換交付) 前條
の場合において、すえ置郵便貯金
以外の特別郵便貯金であつた郵便
貯金の預金者は、その貯金の全部
拂もどしをしないときは、その特
別郵便貯金の通帳又は貯金證書と
引き換えに通常郵便貯金の通帳を
交付することを逓信官署に請求し
なければならない。

預金が前項の規定による通帳の
交付を請求しないときは、逓信官
署は、その特別郵便貯金の通帳又は
貯金證書によつては、貯金の預入又
は一部拂もどしの取扱をしない。

第五章 保管證券

第六十五條(保管證券の種類) 第九
條に規定する取扱をする證券は、
國債證券、貯蓄債券及び國債債券
とする。

第六十六條(保管證券の價格) 第九
條又は第十一條第三項の規定によ
り購入し、又は賣却する證券の價
格は、逓信大臣が、大藏大臣と協
議し、時價を參考として、これを
定める。

第六十七條(料金) 保管證券の購
入、保管及び賣却の料金は、證券
一枚につき、二十錢にその券面金
額の千分の二に相當する金額を加
えた金額の範圍において、省令で
これを定める。

第六十八條第一項の規定による
保管證券の利子の組入の料金は、
證券一枚につき一錢とする。

第六十八條(保管證券の購入代金の
拂出等) 保管證券の購入代金は、
これを預金者の貯金から拂い出
し、又、保管證券の利子、償還金
及び割増金は、これを預金者の貯
金に組み入れる。但し、國債證券
を以て交付された割増金について
は、その證券を保管する。

通常郵便貯金の預金の請求に因
り賣却した保管證券の代金は、貯
金原簿所管廳の發行する拂もどし
證書と引き換えにこれを拂い渡
し、又、すえ置郵便貯金の預金者
の請求に因り賣却した保管證券の
代金は、これを貯金に組み入れ
る。

前項の拂もどし證書について
は、第三十八條乃至第四十條の規

定を準用する。

第六十九條 無記名の保管證券の返付及び賣却 無記名の保管證券を返付し、又は賣却すべきときは、逓信官署は、その保管證券に代えて、これと名稱、記號及び券面金額を同じくする他の證券を交付し、又は賣却することができ

第七十條 貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管證券 貯金の全部拂もどしをするときは、逓信官署は、預金者に保管證券を返付する。

預金者が郵便貯金に關する權利を譲り渡した場合において、別段の意思表示をしなかつたときは、保管證券に關する權利もともに譲り渡したものとみなす。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

明治三十八年法律第二十三號郵便貯金法は、これを廢止する。

舊法は、振替計算のためにする預入金については、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

この法律に定めない種類の郵便貯金又はこの法律に定めない取扱をする郵便貯金でこの法律施行の際既に存在するもの、この法律施行前に一定の期間拂もどしをしない條件を以て預入した郵便貯金、この法律施行前に發行した郵便貯金切手及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する證券以外の證券でこの法律施行の際既に保管するものについては、この法律施行後でも、なお従前の例によ

る。

この法律施行前に預入した前項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの法律施行の際既に存在するもの及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する證券でこの法律施行の際既に保管するものについては、この法律を適用する。

○三木國務大臣 ただいま議題となりました郵便貯金法案の提案理由を御説明申し上げます。

現行郵便貯金法は明治三十八年に制定されたものでありますが、その後四十餘年間に及ぶ間は、貯金總額の制限額に關する數次の改正と、昭和十七年に新たに實施された郵便貯金切手制度に關する改正のほかは、何らの改正もなく今日に及んでおります。このことは、主として現行法が制度の抽象的な根幹のみを最小限度に規定するにすぎなかつたためであり、この間の社會情勢及び利用の實情の變化に伴ひ、制度の實體は大

きな變遷を遂げており、これがため現行法の規定中には、不備不適のものも若干生ずるに至り、早晩その改正が必要となつてまいりました。特に先般日本國憲法が制定されるに及び、國民の權利の尊重及び官業の民主化が強く要請され、しかも法律用語の平易化及び明確化が率先されましたに鑑み、これを根本的に改正すべき必要が生じてまいりました。そこでこの際、新憲法の精神に副つて再検討を加へ、従来の法體系を根本的に改め、利用者の權利義務に關する基本的事項をすべて法定するとともに、不備不適

の規定を除き、さらに當面の經濟情勢に適應させ、なぐんず貯蓄の増進をはかるための制度の改正をも盛り合わせ、ここに新たに郵便貯金法の制定を行ふとする次第であります。

今この法案の内容が現行法と異なる要點を申し述べますと、まづ第一に、郵便振替貯金に關する規定を郵便貯金法から除いたこととあります。郵便振替貯金の制度は、現行法において「振替計算ノ爲ニ預入金」として規定され、郵便貯金の一業態として運用されてきたのでありますが、その制度は、資金並びに貸借決済の手段として提供され、かつ利用されるものであり、貯蓄手段たる本来の郵便貯金の制度とは、目的及び内容において、著しい差があり、これを郵便貯金法に規定することは、法律の内容を複雑にするることとなつて適當でないと考えられますので、その規定を郵便貯金法から分離させ、別に郵便振替貯金法として規定することとし、その法案につきましても、近く提案することといたしたいと存じます。

第二、この法案におきましては、従来の法體系を改め、制度の實體に關する規定はすべて明確に法定することとした。すなわち現行法は、わずか十八箇條から成り、制度の實體は、ほとんど省令に規定されているのでありますが、郵便貯金は、國民の福祉に關する制度であり、少くともその事業及び契約の内容は、これを法定することが、新憲法の要請する官業の民主化に副ぐゆゑであると考える次第であります。従ひましてこの法案では、用語に平易な口語體を採用し、また各條に頭註を設け、最も適

法文の明確化をはかりましたことはもとより、法律の目的を第一條に掲げ、法律制定の精神を明示する一面、事業運営の指針及び事業國營の根據を明示し、さらに事業の管理者たる逓信大臣の職責を列挙するほか、貯金の種類、利率利子の計算、各種請求權、特別郵便貯金の條件等、從來省令の規定に委ねられておりました制度の實體をすべて法定いたしました。事業の本質に關する管理側面の自由裁量の餘地も最大限度まで壓縮いたしました。もつて郵便貯金を眞に民主的な制度として、利用の普遍及公平を期したわけであります。

第三に、この法案では、郵便貯金の總額制限額を、従来の一萬圓から三萬圓に引上げました。郵便貯金の總額制限は、昨年八月從前の五千圓から一萬圓に引上げられたばかりであり、その後通貨の膨脹は依然として續き、國民所得も相當増加しているの、この經濟事情の變化に對應するためにも、またインフレ防止策の一環としての貯蓄増進に資すべく、いわゆる新興所得階層の貯蓄を受け入れるためにも、この一萬圓の制限額は、なお低すぎる憾みがありますので、これを相當程度引上げることが必要であり、す。しかもその引上げの程度は、郵便貯金制度が一般大衆の比較的零細な貯蓄の對象とし、從つて所得税、印紙税免除等の特權を有し、かつ全國一萬數千に及ぶ郵便局において均一的及び畫一的に取扱われる本質に鑑み、また一面一般金融機關の業務に對する影響をも考慮いたしまして、これを國民貯蓄組合による預金利子に關する所得税免稅點たる三萬圓とすることが、最も適

當であると考へたわけであります。

第四に、今回新たに創設金附郵便貯金の制度を創設いたしました。現在の社會情勢におきまして、貯蓄の吸收、殊に比較的大口の貯蓄を集め、たすには、貯蓄手段に魅力を加へることが必要であると考へられますが、これがためには、國民の射幸心を利用することとも一方法と考えられますので、民間金融機關においてはすでに實施し、相當の効果をあげております割増金附貯金の制度を創設することが適當であると思ひます。これは現在あります定額郵便貯金制度の一態様といつて、一年または二年の据置期間中も無

利子とし、その代りに引上によつて割増金をつける制度であります。さういふにこの法案が國會を通過することとなり、來る十二月からただちにこの取扱いを實施し、本年度中に二十五萬圓ないし三十萬圓程度の貯蓄をこの貯金により獲得したいと存じております。

第五に、この法案では、無能力者の行為に關する規定を削除いたしました。現行法におきましては、郵便貯金に關し無能力者が郵便官署に對してした行為は、能力者がしたものとみなす旨規定され、民法の規定が排除されておりますが、國民個人の權利を一層尊重いたして、無能力者保護の一般私法に從ふこととしたわけであります。

第六に、郵便貯金に關する債務の履行遲滞による利用者の損害は、原則としてこれを賠償することとした。すなわち現行法におきましては、郵便貯金に關する取扱いの遲延により生じた損害については、逓信官署はその賠償の責任を負わない旨規定し、債務

の履行遲滞に關する民法の規定が排除されておりました、これは郵便貯金事業の公共性に基く保護特權として認められてきたものであります、新憲法のもとにおいて、このように損害の賠償責任を無制限に免除されることは適當でないと考えられますので、この法案では、郵便貯金に關する取扱の遲延による損害賠償については、原則として民法の規定に従ふこととし、ただ不可抗力その他事業の性質上萬やむを得ない場合に限り、責任を免れることに改めた次第であります。

第七に、各種の料金は、これを法律に明定するか、またはその決定の基準を法定することとした。貯金通帳、拂戻證書等を亡失した場合等における通帳、拂戻證書等の再交付を請求するとき、または證券の購入、保管もしくは賣却を請求するときは、現在省令の定めるところにより、料金を徴収しておりますが、官業民主化の徹底を期する見地から、これらの料金は、これを法律に明定することが適當と考えられ、また種々の事情で法定することが適當でない料金につきましては、その基準を法律に定めることが適當であると考えた次第であります。

この法律の施行によりまして、郵便貯金制度は一層その機能發揮することとなり、法案第一條が所期いたしましたところの、最も普遍的でかつ簡易確實な貯蓄手段として、國民生活の安定に寄與するところが少なくない確信をたしておりますが、以上御説明申し上げました點を御了承の上、何とぞ十分御審議せられんことを切望する次第であります。

○岡田委員長 次に全國通信從業員組合要求問題に關して、中央労働委員會調停案に關する件につき林百郎君より發言を求められておりますので、これを許します、林百郎委員。

○林(百)委員 全通の中央労働委員會の裁定の問題は、これが全通の從業員をきつかけとして全公官の労働者の待遇問題に及ぼすことだと思います。それから一方労働者の側においても、非常に重要な關心をもつております。官側においても眞剣にこの問題は考慮されておると思ひます。そこで國會においても國民の審議機關としてこの問題を見通すことができないと思ひます。三木遞相としては閣内の事情やいろいろあると思ひますが、でき得る限り懇切にこの問題についての説明を賜かしていただきたいと思ひます。そこでまず第一にお聞きしたいことは中勞委の裁定が去る十四日にあつたと思ひますが、その後中勞委の裁定の問題について十七日には閣議も開いておるはずだと思ひます。そこでその後のこの問題について、官側としては大體どういふ方針でいくかというこの御説明を、でき得る限りしていただきたいと思ひます。

○三木國務大臣 現在官公吏の諸君が非常に生活の上において困難な事情にあることは、これは申すまでもないのでありまして、でき得る限りこの待遇を改善していきたいといふことが一つ、またこれは中央労働委員會の調停案が出る、出ないにかかわらず、さうな見地から検討を加えておつたわけでありまして、今中勞委の調停案が出ましたので、政府はでき得る限り労働問題の處理を平和的にしていきたい

という考え方から、中勞委の調停案はこれを尊重してこの線に沿つて検討をしていきたい、こういう方針でこの調停案に臨んでおる次第であります。

○林(百)委員 この調停案については二つの問題が出ておるのであります。一つは全通の從業員に對しての給與制度を根本的に再検討するといふために、臨時給與委員會を設けて新たな給與案、それからとりあえず生活補助金を中勞委の裁定としますれば五千六十圓ですが、生活補助金として一月から十二月の赤字の補填として五千六十圓を支拂ふこと、この二つの調停案が出ておると思ひます。これに對して本日の朝日新聞にもありますが、臨時給與委員會については諮問機關としてこれを尊重したいといふような意見があるやうであります。それから五千六十圓の生活補助金の問題については、額の點で大分問題があるやうであります、官側としては生活補助金を出す意思があるかどうか。それからこれは越多資金とは別に、從來の赤字補填の意味で出すかどうかという問題ですが、この二點について御説明願ひたい。

○三木國務大臣 從來の生計費の赤字補給を政府がするといふ原則については、いろいろ議論があるやうと思ひます。従つて政府が赤字補助金として出すかどうかといふことについては、未だ決定を見ておりません。けれども何らかの形で年末には資金を出すやうな努力を現在しておることは事實であります。日本の財政の現状ともならみ合わせて何らかの形において年末に出さうという方向において努力をいたして

おる次第であります。生活の赤字補助としてこういう金を考えるかどうかといふことは、相當検討を要する問題であると考えます。

○林(百)委員 そうすると、從來官側の意見として、とにかくこの年末にあつて官公の労働者——三木遞相としては通信從業員であります。通信從業員を中心とし、この問題をきつかけとして、政府は官公労働者に對してある一定の金を支拂うと言つておるのであります、その金の性質については私としては三つの問題が考えられるのであります。これについてどういふ性質の金かといふことをお尋ねしたいのであります、まず一つは普通のボーナス、越多資金という形のものであるかどうか。あるいは赤字補填のために生活補助金といふものであるかどうか。

今三木遞相の話によれば、生活補助金といふ、いわゆる赤字補填の金は出す意思がないといふやうに言われておるやうだが、これをきつかけをしておるしていかがうか。もう一つは千八百圓と千六百圓の差額、これは當然ベラスが上つたのでありますから、支拂うべき金であるが、これでいふゆる生活補助金を切りかえる。はつきり言えばこれで足りかえてしまふ。さういふ意味の金を拂うのか。もう一つはこれも官側で、また三木遞相あたりもよく言つておつたのであります、勤勞所得の基礎控除を上げて、これを七月までさかのぼらして、そこから浮いてくる金を拂うといふやうなことを言つております。この四つの金の支拂のことが考えられるのであります、このいずれの金を支拂う意思かといふことをお尋ねしたい。

○三木國務大臣 先ほど申しましたごとく、過去の生活の赤字を政府が補給するといふ原則を立てることについては、これはいろいろ議論の餘地があつて、決定に至つていない。従つて年末に何とかしたいといふとして政府が考へておるのには、さういふ名目とはか

くとして、むしろ生活が非常に苦しいのであるから、生活の困難を緩和するために、財政の許す限り何とかしたいと考えておるので、それは赤字補助といふ原則の上に立つておる。どういふ形で出すかといふその名目については、未だ検討中でありまして、ここに申し上げるわけにはいかないのではありませんが、何かの方法を講じたい。こ

ういふことで苦心をしておるのであるといふ點で御了承を願ひたいと思ひます。次に千八百圓と千六百圓の差額につきましては、これはただいま議會に提出をされて御審議を願つておるので、今回のいわゆる調停案とは全然別個のものであります。また勤勞所得税の控除額に對しての返還問題は、これはまた豫算案として國會の御審議を願つておる次第であります。これは衆議院の方は審議がほとんど終つたやうであります、これから參議院の方にまわつてまいりまして、それからさうく相當な期間がかかるのと、またこの勤勞所得税を七月にさかのぼつて返還するといふ一つの手續については、財務當局の方でいろいろ手續上の問題で困難もあるやうであります、通信大臣としてはさういふことができれば返還をした

いたしてゐるのであります、さういふ技術的な困難、さらに根本的な問題

は國會の未だ審議の途中にある。こ
ういふことから、現實の問題とは相なつ
ていないのであります。

○林(目)委員 そうすると、大體從來
官公廳の従業員諸君には越冬資金、い
わゆるボーナスというものが出ておつ
たのであります。このほか政府と
しては何とかして、從來の赤字があ
るといふことはおそろく三木通相もこ
れは認めるのではないかと申すのです
が、このボーナスのほかに、今年度の
生活が非常に赤字から赤字を重ねてお
るから、赤字補填、あるいは生活補
給金という、いずれの名前を使ふ使わ
ないにかかわらず、通常な越冬資金、
いわゆるボーナスのほかに、何か給與
をするつもりなのか。あるいは通例の
ボーナスだけで事を収めるのかどう
か、この點をお聴きしたい。

○三木國務大臣 大分古い御記憶から
林委員は言われるのであると思つて
が、官廳のボーナスという制度は廢止
になつて今ないのであります。従つて
いつもボーナスが出るものとは限つて
おりませんので、あなたのお話がボー
ナスが出るものだという前提に立たれ
るなら、そういう制度はなくなつてお
る。しかもボーナスを出して何かの
補給を出すという、何重にも出すとい
う考え方で検討しておるのでない。
何か十二月にはいたしたいということ
ですが、これに對しては今後非常な影
響をもつ問題でありますから、その名
目あるいは金額については、財政上の
検討、國會の御承認も得なければなら
ぬ。いろいろ手続がありますので、
各方面の經濟事情等も考慮して、政府
は非常に苦心をし、検討をしておる最
中である。こういう點で御了承を願つ

ておきたいと思ひます。

○林(目)委員 どうもはつきりしない
のですが、そうするとある金を暮に出
すことは出すのだが、それはこの暮に
必ず出すかどうかという點、あなたの
答えがぬらりくらりとして、つかみよ
うがないのでしたかたが、暮に出
すかどうかということ、それが中勞
委が裁定で言つておる五千六十二圓と
比較して、多いか少いかという程度で
も結構です。その程度の大體のこと
もしかたがないが、一體出るか出ない
か、それをお聴きしたい。もう一つは
臨時給與委員會の制度、これについて
どういふことを政府としては考へてい
るか。この問題をお聴きしたいと思
ふ。

○三木國務大臣 暮に出るか出ないか
という問題であります。逓信大臣と
しては暮に出したい。こういう考へで
努力をいたしておるのであります。が、
御承知のように、やはりこれは最後に
おいては國會の御承認を得なければな
りません。私が私の責任において出す
という言明をいたしかねることは、林
委員御承知の通りと思ひます。その金
額等についても、これは政府として
ただいま出そうという努力はいたして
おりますけれども、どの程度にするか
ということ、今決定もいたしており
ませんし、申し上げる段階ではないの
であります。

が、こういう制度をできる限りつくつ
て、給與制度というものを技術的に検
討したい。大體こういう方向で考へて
おります。

○林(目)委員 いくら聴いても、これ
はどうも出さうであるやうで出ないよ
うであるし、たいへんわがらない答へ
でしかたがないのであります。そう
すると、全逓の従業員として、とに
かく中勞委の裁定の五千六十二圓です
ら、彼らの計算で言う赤字の三分の一
にも達しておらないといふことを言つ
ておるわけであり。ところが三木
通相の話を聴くと、五千六十二圓にも
とうてい達しそまない。またそれも
出るか出ないかはつきりしない。責
任は國會にあるといふやうに、國會に
責任を轉嫁して逃れるやうな響きの答
えまでされておるのであります。そ
ういたしますと、暮を控えてすでに全
逓を初めとして、大藏省従業員、ある
いは全財の従業員とかが生活の苦しさ
のために、いろいろ生活苦の現われ
として、仕事の上で支障を來す。場合
によつては不測の事態が発生するやう
な状態にも達しておるのだが、ただ財
源に關して、こうした従業員の生活
苦に對して、もう少し眞剣な具體的な
對策を講じなくては、發生する不慮の事
態に對して、三木通相としてはどうい
う責任を負われるかといふことをお聴
きしたい。

○三木國務大臣 不慮の事態というの
は、どういふ事態を林委員はお考へに
なつておるのか存じませんが、林委員
もいろいろ御關係があるやうでありま
すから、できるだけこころいふ事態の起
らないやうに御協力願ひたいと思つて
あります。ただどうなるかわからな

いという問題であります。調停案に
は御承知のように期限もつておるの
であります。この中勞委の調停案は十
五日であります。十日間の回答期限
もつておる。この間全逓の方が二十
七、八、九日に中央委員會を招集して
おるが、おそろくこの問題を中心とし
てでしようから、全逓の回答は十日間
より遅れると思ひます。ちやうどあの
調停案を受取つたときに私も申したの
ですが、できるだけ十日間という期限
を守りたいが、政府としてもいろいろ
な手續上の問題もあるから、多少遅れ
る場合もあるという留保をつけておき
ました。そういう申出がありましたの
で、おそろく全逓本部の方としても、
そういう會合を催しておる關係から言
つて、多少遅れてくると思ひます。遅
れると申しましたも、無制限に遅れる
のではないので、政府は近い機會にお
いて、この調停案に對して回答をしな
ければならぬのであります。従つて暮ま
で非常に不安だといふ状態ではない。
その間従業員がどういふことになるか
といふことにつきましては、その回答
を通じて生活にもいろいろな計畫が立
つてまいと思ひます。それから、そう非
常にあてのない事態でないことを御承知
願ひたいと思ひます。

○岡田委員長 この問題に關連しまし
て成田知巳君から發言を求められてお
りますから、これを許します。

○成田委員 ただいまの林委員の御質
問の、全逓の提訴問題に關する中勞委
の裁定問題について二、三お伺いして
みたいと思ひます。生活補給金の問題
につきましても、これが赤字資金であ
るか、あるいは越冬資金であるかとい
ふ性質の問題は別といたしまして、た

だいま三木通相からも、何とかして逓
信従業員の生活苦を緩和したい、そ
ういふ手段をとりたいといふやうな御意
見を承つたのであります。出るか出
ないかという點も、ただいま林委員と
の間に相當問題になつたのでありま
す。私たちが新聞紙上で承知いたして
おるところでは、大體一箇月分の生活
補給金を出すといふやうな西尾國務相
の御言明もありまして、私たちはそう
いふふうにご了解しておるのでありま
す。ところが新聞紙上で、この一
箇月分の問題については、安本、大藏省
は一箇月を主張しておる、鐵道、逓信、
労働各大臣は一箇月以上を希望してお
るやうだといふ報道が見受けられたの
であります。その點について三木通
相大臣は大體どの程度のものをお出し
になりたい意向をもつておられるか、
お伺ひしたいと思ひます。

○三木國務大臣 その一箇月という新
聞記事は、西尾長官の口から出た記事
ではないと思ひます。私もそういう記
事は記憶にありません。新聞社の推察
によるものではないかと思ひます。と
申しますのは、まだ政府といたしまし
ては、各名目ともあれ、どの程度さう
いふ金が出るかといふことについて
結論に達してないのです。そこで官
房長官も一箇月というやうなことを言
明される事情には立ち至つていないの
で、さういふことはないと思ひます。
私自身というお尋ねでありましたが、
御承知のように、この問題は非常に微
妙な關係にありますので、私といたし
ましては、國の財政の許す限り、最大
限度のことをしてもらいたいといふ考
えをもつておるのであります。けれど
も、具體的にいくらという私の考へを

申し上げることもいがかと思ひます。

○成田委員 次にその生活補給金の問題に關連して、政府の方では行政整理をやらなければならない、大體一割程度の行政整理をやらなければならない、といふお考えをもちつておられるように新聞紙上で見受けておるのであります。が、そうしますと、通信従業員約四十二萬の一割を、通信省自身において行政整理をされる御意向をもつておられるのかどうか。仕事の繁忙の程度も各部門によつて違つておられると思ひますので、でき得るならば、配置轉換によつて行政整理を行わないで済ましたいという氣持をもつておられるであらうと思いますが、配置轉換だけでこの問題は片づくのかどうか。その點について通信大臣の見解をお聴きしたいと思ひます。

○三木國務大臣 行政整理といふことは將來の大きな課題になつてくると思ひます。ところが今現實に御指摘になつたような具體的な問題については、これは將來検討していかなければならぬ問題で、ただちに各省皆同じに一割整理をするのだというよりなことは輕々しく言えない點があるだらうと思ひます。

〔委員長退席、重井委員長代理著席〕

通信省といたしましては、ただいまのところでは新規の採用を抑制して、配置轉換等によつて、できる限り能率を上げていきたいという方針で、やつてゐる次第であります。

○成田委員 最後につづきいたします。今度の全通の調停案に、一月から新給與體制をつくることを勧告して

いるわけですが、通信、鐵道等の現業官廳の官吏の給與體制を、一般行政官吏と同じ給與體制のわくの中に入れておくというところに、事業の性質からいって相當無理があるのではなからうかと考へておられます。鐵道だとか、通信事業は、考へてみまうと、これは國家が投資した大きな企業體、事業體である。株式會社という言葉は變ですが、大きな事業體と考へていいと思ひます。そうすると給與體制についても、一般行政官吏と異なつた給與體制を、現業部門についておつくりになる必要があると思ひます。その點についての通信大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○三木國務大臣 確かにお説の通り普通の行政官廳と、現業官廳が同じようになつてしまふと、給與體制系にあるといふことは、實際の點で非常な不便がある。たとえば現業官廳においては、能率といふものが非常に尊ばなければならない。また技能と申しますか、こういう面も、よほど普通の行政官廳とは違つた意味における特殊技能をもつておるのであります。それで將來の給與體制系の上においては、基礎的なものは一つの同じ基礎に立つても、現業官廳には技能、能率といふものを加味した一つの給與の方式をもちたいという意見で、私どももそれを實現せしめたいと思つて、努力いたしてゐる次第であります。

○林(百)委員 この前これは私的に三木通相にお願ひして話をしておつたので、私は問題がないと思つておつたのであります。が、今日の通相の話によると、通相の考えは變つたように思はれるのであります。一つは通信従業員の俸給のベースと、民間企業の俸給の

ベースとの間には相當の開きがある。少くとも本年七月以降には相當の開きがあると思はれる。私は三木通相から私的ではあつたが御返事を受けていたはずであるが、この點についてその後變りがないかどうか、從つて従業員の生活についても、額のかんは問はず、とにかく赤字の生じておるといふ事實もこれを認める。しかしその赤字の額の算定については、各角度から見て問題はあるだらうが、この二點は認められるというように、私は私的ではあるが、三木通相の所信を聞いておつたのであります。その點についてその後變りがあるかどうか、この點をお聴きしたいと思ひます。

○三木國務大臣 通信従業員と他の民間企業の問題であります。御承知のように鐵道のような場合は私鐵等があつて、比較するに非常に簡單です。が、通信の場合はちよつと比較する同種企業の適當なものがない。見あたりにません。大體最近民間の企業の給與が上つてまいりましたために、政府の従業員と民間企業の間には、少し民間企業の方が高くなつておるといふ事實は、私も考へてゐます。それから赤字の點であります。經濟安定本部の計算の中にもやはり赤字があつたといふに出ておつたので、これは個々によつていろいろ特殊事情がありましようが、全般に多少の赤字があることは事實であります。これは何も變つておりません。

○重井委員長代理 それでは前會において、多田委員より通信特別會計追加豫算案と郵便料金の關係についての質疑に對する政府側の答辭の留保があり

ましたので、この際通信大臣の説明を聴取いたします。

○三木國務大臣 郵便料金の問題でございますが、御承知のように現行の通信料金は今年の四月に値上げをいたしましたのであります。その値上げの基準になつておるのは、物件費から申しますと昨年九月の物件費であります。人件費から申しますと、千二百圓ベースの上に立つておる人件費であります。その後物件費も上つてまいりましたし、給與の面でも千八百圓ベースになつてまいつて、四月に値上げをしたこの今日の料金というものは、そういう物價とそういう人件費の基礎の上に立つておる料金であるわけでありまして、その後物件費あるいは人件費等の値上りがありました今日では、その料金は實際に現行の物價事情からするとマツチをいたしてない、こういう事情にあるので、事務的に申せば、この際郵便料金の値上げをしていただかなければならぬ次第であるのであります。諸般の經濟情勢等にもらみ合はしまして、この際はそういう大きな意味の考慮から、この議會に郵便料金の値上げの問題を提出いたさなかつたのであります。いろいろ經營の面の節約、あるいは増収といふことも一方において積極的にいたしてまいりますが、何と申しましても、今年度においても四十三億圓の赤字を生じておる通信特別會計のことでありまして、時期の問題は問題でありましようけれども、遅くとも二十三年度の豫算には郵便料金の値上げをいたさなければならぬ、こういう事情にあることを御承知を願ひたいと思ひます。

○林(百)委員 三木通相の御回答のうちで、通信事業から四十三億の赤字が出てゐる。これが通信従業員の生活の問題や、あるいは郵便料金の問題に非常に影響してくるのであります。これはまた後刻あらためて通信事業の獨立採算制の問題について御質問をしたいと思います。大體私たちの調査によりますと、戰爭中十二億五千萬圓ほどの金が常に通信事業の方から一般會計の方に貢がれてゐると思つてゐます。このように十億圓くらいの利益なのに、十二億五千萬圓づつ毎年戰爭中注ぎこんでいたわけですから、これを累計しますと、戰爭がたとへば六年なら六年續いたとすれば、百億近くの金が通信事業の方から貢がれてゐると思つてゐます。ところが今通信事業がなぜ赤字になつたかと言へば、戰爭によるいろいろ通信施設の破壊とか、そういうことが非常に大きい。これを修理しなければいけない。そういう面に多額の費用が使われる。そこでやむを得ず赤字になる。施設が完全に行われて、利益が上つてゐるときには、その利益を全部大藏省の特別預金に入れておきながら、今度はその施設が戰爭によつて破壊されて赤字が出る場合には、なぜ赤字を出すのだ、獨立採算制だから、なるべく赤字を出さないように通信事業内部でこれを扱つていけという政府のやり方、いわゆる獨立採算制については私どもは大きな矛盾を感じてゐる。ですから通信事業の赤字の問題、通信事業の獨立採算制の問題については、この戰爭中毎年行われた十二億五千萬圓づつの大藏省の特別預金への繰入れ、この額を今日三木通相としては相當主張されるかどうか。また主張されることによつて、將來郵便料金の値上げ、あ

るいは通信従業員の待遇問題についての
の壓迫を取除くべきだといふように考
えらるるが、この點について通信相のお
考えをお聴きしたいと思ひます。

○三木國務大臣 通信特別會計に非常
に同情のある林君のお言葉でありま
す。この一般會計への繰入れの問題に
ついては、會計上はこの問題の處理が
一應できた形になつてゐるのでありま
す。この問題は今回二十五億の一般會
計からの繰入れ等もあつた問題で、こ
れは將來償還するといふ形になつてお
るのでありますから、この點の問題の
處理等についてはこれは相當考慮をい
たしたい。一般會計に通信會計から繰
入れたこの問題については、今後考慮
していきたい、こゝういふ考えをもつて
おります。

○森(通)委員 多田委員の質問の要旨
は、豫算委員會で和田案本長官が値上
げを二月ごろからやるというやうなお
話があつたので、實は質問したわけ
ですが、今の大臣の御説明では、二十三
年度の豫算からというやうなお話であ
りますけれども、その點はどうか、承
りたい。

○三木國務大臣 私もうゝな場合
を考へて、遅くともという言葉を使つ
たのでございまして、今のところは二
月からという考えはもつておりません
のですが、いゝな今後の特別會計
の處理上、必ず二十三年度からでなけ
ればならぬかといふことの御質問な
らば、その點については多少弾力性を
もたして考へておる次第でございま
して、こゝういふ意味から、遅くとも、こ
ういふ言葉で、場合によればこゝうい
ふこともあり得る場合があるといふこ
とを頭に置きつつお答えをいたしたので

あります。

○重井委員長代理 これより請願の審
査にはいりますが、その議決は後日に
譲ります。議事進行上臨時日程と順序
を變更いたしましたので、まず日程第二、
會津高田驛前に郵便局設置の請願を議
題といたしまして、紹介議員原孝吉君
よりその説明を聴取いたします。

○原孝吉君 福島縣の會津高田町に人
口がます／＼増加いたしてまいりま
すのに、郵便局は停車場前から約一キ
ロ半に及ぶ所でありまして、はなはだ
不便を感ずる次第であります。ゆゑ
に、高田町の驛前に郵便局を設置して
もらいたいといふのが請願の理由であ
ります。そこにできまして、近村の者
も非常に便利がよくなつて助かります
ので、各位におかれましては御採擇あ
らんことをお願いする次第であります。

○重井委員長代理 次に本請願に對
する政府側の意見を聴取いたします。
荒巻説明員。

○荒巻説明員 高田の驛前及びその一
圓の發展状況に徴しまして、驛前に窓
口機關を設置いたすことはたいへ
ん適切と考へられておるのであります
が、何分にも窓口機關の御要望の數が
非常に多うございまして、他との振
合ひその他豫算の關係から考へまし
て、本年度の實行は困難と思われま
す。來年度以降におきまして施設方を
考へてまいりたい。かゝうに考へて
おります。

○重井委員長代理 本請願に對する質
疑はございせんか……。

○重井委員長代理 次に日程第一、西
志布村伊崎田に郵便局設置の請願、

これを議題に供します。請願紹介議員
の場合右衛門君の御説明を聴取いたし
ます。

○右衛門君 鹿兒島縣西志布志
村伊崎田に郵便局を設置していただき
たいという請願であります。この西志
布志村大字伊崎田といふのは、西志布
志村の役場から約一里半隔たる大字で
ありまして、集團しております人口が
約四千、戸數八百、二郡にまたがる
地域の中心の農村部落であります。こ
の伊崎田には農業會の支所があり、十
二學級の新制中學もあります。從來こ
の地方の八百戸の中心になる所に郵便
局の設置方を請願しておつたのであり
ますが、今日に至るも未だその設置が
なく、隣村の松山村に郵便局がありま
して、そこまでの距離は約二里ありま
す。志布志町の方にもありますが、そこ
へは二里半距離があります。岩川町へ
行きますとそれは三里あります。この
二里あるいは三里の間に郵便局があり
ますが、いづれも汽車がありませんので、
鐵道を利用してこの郵便局との間の用
事を村人は済ませております。自村の
西志布志村の役場の所までは、一里半
ありまして、ここは徒歩以外にないの
でありますから、自分の村の役場の近
くの郵便局よりも、二里あるいは三里
あつても、鐵道の便による他村の郵便
局で用を足すといふのがこの伊崎田の
實情であります。かゝうなことから、
ぜひ伊崎田の、この山ノ口といふ國民
學校のあります所へ、郵便局を設置し
ていただきたいといふのが村人たちの
多年のお願いであります。なるべく速
やかにこれが設置方を實現させていた
だきますようにお願いをする次第であ
ります。

○重井委員長代理 ついては本請願に
對する政府側の意見を聴取いたしま
す。

○小笠原政府委員 西志布村伊崎田に
郵便局設置の請願につきましては、こ
の大字伊崎田字山ノ口すなわち小學校
がございまして附近を設置豫定地として
調査いたしましたのでございまして。こ
の地形を考へます場合には、もよりの
西志布志郵便局へは六キロも離れて
いるやうな状況でございまして、また
利用戸數も相當數に達しますので、こ
こに無集配局を設置いたしますことは
適當であると考えますが、今年度は
何分にも通信財政の状況から困難であ
ると存じます。他との振合ひを見まし
た上で、次年度以降におきまして、こ
の設置方を考慮いたしたいと存じま
す。

○重井委員長代理 本請願に對する質
疑はございせんか……。

○重井委員長代理 次に日程第七、豊
田村に無集配郵便局設置の請願を議題
といたしまして紹介議員より説明をい
たします。紹介議員は私であります。
これは岡山縣勝田郡豊田村大字豊澤
に郵便局を設置してもらいたいという
請願であります。これは廣戸郵便局と行
方郵便局との中間に位置し、勝田郡北部
の要地でございまして、なお交通上の
要衝であり、農工商の中心で物資の集
入する人が増加しつつある現状であり
ます。ついでに該地區に無集配郵便局
を設置されたいと請願するものであり
ます。本請願に對する政府側の意見を
聴取いたします。

○小笠原政府委員 岡山縣勝田郡豊田
村大字豊澤に無集配郵便局を設置いた

します御請願につきまして、検討いた
しました結果、豊田村大字豊澤字四ツ
道を設置豫定地といたしまして考へて
みますると、既設の郵便局との間の距
離から考へましても、またその新しい
郵便局を御利用になるでありますやう
戸數から考へましても、置局の標準に
達しておりますので、他との振合ひを
見まして、次年度以降に無集配郵便局
設置方を考慮いたしたいと存じます。

○重井委員長代理 本請願に對する質
疑はございせんか。……なければ他
の請願は紹介議員がお見えになつてお
りませんので、本日の散會まで一應留
保いたすことにいたします。

○重井委員長代理 次に十一月十日本
委員會に陳情書一件が付託になつてお
りますので、その趣旨をこゝ簡単に御
説明申し上げます。特定郵便局に關す
る陳情、陳情者千葉縣野田町高木虎尾、
數千戸を有する相當な町でも郵便局以
外に郵便切手賣さばき所がない所があ
るが、地方民は非常に不便であるから、
郵便局において執務時間以外でも宿直
員に賣らせるやうにして利便をはから
れたいとの陳情であります。

ただいまの陳情に對する政府側の意
見を求めます。

○小笠原政府委員 郵便切手賣さばき
所は郵便箱、すなわちポストのござい
ます近傍には必ずこれを設置すること
を原則としておるのでございまして。ま
たポストは人口でありますとか、戸數
でありますとか、こゝういふやうなもの
を基礎といたしまして、利用上便宜な所
に設置することになつております。か
ら、一般的に數千戸を有する相當の市
街、部落といふやうな所に郵便切手の

賣さばき所がないということはないはずなのでございまして、また野田郵便局の區域内には十五箇所の郵便切手類の賣さばき所が設けられておるのでございまして、もつとも最近郵便切手類の賣さばき所は、その賣さばきにつきまして官から支給を受けますところの歩合が、ほかの品物を賣るに比べて比較的低いということ、また戦時中郵便切手類が不足いたしましたために、實際上切手類の賣さばきをなかなかした情性等もございまして、實際上切手類の賣さばきをしないものもございまして、逓信省では一般的に賣さばき所をしてその本来の機能を果させるように、目下対策を考案中でございまして、野田町の實情につきましては、ただいま申し上げましたように野田郵便局の區域内には十五箇所の切手類賣さばき所があるわけなのでございまして、それが實際どういうふうな活動しておるか、その邊の實情につきましては至急調査いたしましたし、具體的の対策を講ずるようになつたかと考へます。

○重井委員長代理 それではこれより郵便法案を議題としてその質疑を續行いたします。では第七章罰則に對する政府側の説明を聴取いたします。

○小笠原政府委員 第七十六條は、國營事業であるところのこの郵便事業の獨占を亂す罪を規定いたしましたのでございまして、これは現行法の四十一條に照應するものでございまして、現行法におきましては刑といたしまして「三年以下ノ懲役及千圓以下ノ罰金」ということになつております。新しい法案におきましては一般の刑罰規定の例にならぬとして「三年以下の懲役又は一萬

圓以下の罰金」ということになつたのでございまして、それから特に新しい法案におきましては、第三項にいわゆる法人に關する罰則規定を設けることにいたしました。一般の經濟關係の法令でありますとか、あるいは最近の例で申しますれば労働基準法でありますとか、そういうような法令の例とも同じわけにございまして、特に事業の獨占を亂すという重要な犯罪につきまして罰則規定を設けたのでございまして、第七十七條は郵便物を開く等の罪でございまして、これは現行法の五十二條と同様の趣旨でございまして、第七十八條は郵便物件を損傷する等の罪でございまして、これは現行法の五十四條に照應するものでございまして、第七十九條は郵便物の取扱をしない等の罪でございまして、これは現行法の五十三條に對應するものでございまして、第八十條は信書の秘密を侵す罪を規定いたしましたのでございまして、現行法におきましては郵便法四十四條におきまして、その第三項で「本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」となつておるわけですが、新しい法案におきましては、この親告罪ではないことになつたのでございまして、すなわち一つは新しい憲法におきまして信書の秘密を特に強調いたしましたのでございまして、また二つには郵便事業の信用を保護いたします見地から、郵便事業の信用保護という公益を特に重んずることになつたのでございまして、親告をまたないで處罰できることにいたしましたのでございまして、また第三點といたしまして、この種の場合にお

きましては、被害者が往々にして知らない場合がありまから、親告罪にいたしませんことはこの處罰の機會を失うおそれもございまして、これを罰除いたしたのでございまして、第八十一條は郵便禁制品を差出す罪でございまして、これは表現は變つておりますが、現行郵便法第四十六條と同様の趣旨でございまして、第八十二條は、第三種郵便物の認可をいつる罪、すなわち第三種郵便物の認可のない定期刊行物に、第三種郵便物の認可があることを表す文字を掲げるものでございまして、これは現行法におきましては、逓信省令の郵便規則第五十一條に「發行人ヲ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ということに規定されております。新しい法案におきましては、もちろんこの種の罰則は法律事項でございまして、法律にいたしまして同時に、その次の八十三條の料金を免れる罪に關する規定との實質的な關係を考慮いたしまして、罰金額を三千圓以下に改めたのでございまして、第八十三條は料金を免れる罪、第八十四條は切手類を偽造する等の罪、第八十五條は未遂罪及び豫備罪に關するものでございまして、これはいずれも現行郵便法の四十七條、四十八條及び第五十五條に照應するもので、大體その内容は同様でございまして、なお現行郵便法の罰則におきましては、第四十二條に、郵便の運送營業者が郵便官署の要求がある場合におきまして、郵便物の運送を拒むという場合におきける處罰規定がございまして、この規定は新しい郵便法案におきましては、これをとりあえず削除したのでございまして、その理由は、新しい郵便法案の第

十條で營業者の運送の義務を規定いたしておるのでございまして、この第十條の規定は、法案の八十六條の規定によりまして、さしむき施行を延期されることを決定いたしております。それは先日御説明申し上げましたように、第十條の内容となるべき郵便物の運送に關する法律を次の國會に提出いたす豫定でございまして、第十條の規定は、その法律ができるまでは實際に運用することができませんので、従つてそれに對應するところの罰則も、今回のこの郵便法案の中には、さしあたりこれを規定いたさなかつたのでございまして、その意味におきまして、この現行郵便法第四十二條のこの罰則に該當するものは、新しい法案においてはこれを規定いたさなかつたのでございまして、それから現行郵便法の第四十三條の罰則は、これはその内容になるべき事項が新しい法案におきましては、すべて削除されましたので、自然この罰則は新法案においては要らないことになつた次第でございまして、○重井委員長代理 本章に對する質疑を許します。

○林(目)委員 七十九條ですが、この郵便の取扱をしないということについて、これを見ますと「ことさらに郵便の取扱をせず、又はこれを遅延せしめるときは、これを一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處する」とあります。たとえば團體交渉などして争議になつて、争議の手段として業務管理、あるいはストライキというふうな事態に組合はいることがある。そういうような場合、組合法なり、あるいは憲法によつて保障されている團體交渉の行爲となつた場合に、この

罰則との關係はどうなりますか、お尋ねしたい。

○小笠原政府委員 ただいま御質問の團體交渉その他の行爲によりまして、その結果が郵便の取扱をせず、またはこれを遅延せしめるという場合におきましては、その團體交渉その他の行爲が、労働組合法第一條第二項に規定されておりますように正當なものであります場合には、刑法第三十五條の規定の適用がありますので、従つて違法性が阻却され、刑罰規定の適用はないことになつたわけにございまして、要するに正當な争議行爲の場合には、労働組合法第一條第二項の規定によつて、罰則の適用はないということになるわけでありまして、○林(目)委員 すると、その正當性の有無についての認定はだれがなすべきでありますか、労働關係調整法によりまして、労働委員會の認定ということが問題になつていますが、今度のたとえは山猫争議とか山犬争議の正當性が無いといふことは、一方の官側が認定して、これは正當性が無いということを書いてある。この正當性の有無の認定権はどこにあるかということですが、○小笠原政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。ただいまお述べになりましたような場合におきましては、一應労働委員會において正當なりや否やを認定して告發するわけにございまして、最終的にそれが正當であるかどうかというのを判定するのは、もとより裁判所によつてこれがなされるわけにございまして、○林(目)委員 そうすると、念のためにお尋ねしておくのですが、この前の山猫争議や山犬争議などは、官側が正

當行爲でないということを開からきめてしまつて、資金なんか差引いてゐるのですが、將來はこうした方法をとらなくて、かりに争議行爲として認定した場合に、争議行爲の正當性の認定については、労働委員會の裁定によつて判斷するといふ方向へ官側が進んでほしいと思ふのです。これについて官側のお考えはどうですか、お尋ねしたいと思ふます。今回の具體的な場合は、官側が一方的に不届きだと認定して、賃は給料までも差引いてゐるのですが、將來はこういうことを改めてやばり正當性の有無といふことは労働委員會なり、場合によつては裁判所まで行つて、第三者の冷靜な判斷に基いてやつてもらいたいと思ふのです。

○小笠原政府委員 争議行爲が正當であるかどうかといふことの判定につきましては、政府は労働委員會の意向を聴いた上でやるべきではないかといふ御意見を承りましたが、この點につきましては、政府は政府として一應正當なりや否やを考へるというところは、先般のいわゆる山猫争議の場合において現にあつたわけでありませう。ただいまの御意見につきましては御意見として拜聴いたします。

○樺川委員 第八十四條の第二項の「前項の規定は、何人でも國外でその罪を犯した者に、これを適用する」といふのを新しく加えられた意味をお伺いしたい。

○小笠原政府委員 これは實ははなはだ恐縮ですが、郵便法案の條文の新舊對照が印刷の手落ちで漏れましたのでありまして、現行郵便法の五十五條の二といふのに、第四十八條へ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者

ニ之ヲ適用ス」といふ條文があるのでございませう。實は今の八十四條の第二項の下の欄にこれに該當する條文があるわけですが、印刷で漏らした次第でございませう。

○樺川委員 それでは第十三條の「郵便に關し條約に別段の定めある場合には云々」といふ規定、つまり國際條約による場合の適用との關係をお伺いいたします。

○小笠原政府委員 第十三條はいわゆる外國郵便に關する規定でございまして、「郵便に關し別段の定めある場合」といふのは、原則として日本と各國との間に郵便に關して締結される條約といふことを意味してゐるのであります。その條文と八十四條の第二項の問題とはまったく關係がございせん。

○樺川委員 そすると、この場合には國外で犯した罪に對して國內法によつて罰則を適用するといふわけになるのであります。

○小笠原政府委員 お話の通り、これは國外でこの罪を犯した者にこの國內法を適用するわけでございます。もとより外國に現にその犯人がいる場合において、外國でこれを逮捕することはできないわけでありませうから、その犯人が日本へ歸つてきた場合において、現實にこの罰則を適用して刑に處するといふ考へをもつてゐるわけでございます。

○樺川委員 その場合にはもちろん人事上の管轄が問題になつてくると思ふのであります。これは當然に日本人であるといふ建前においてやられておる意味であります。

○小笠原政府委員 八十四條の第二項に罪を犯した者は何人でもとございませう。

すので、外國人にも適用されるわけでございますけれども、もちろん今日の連合軍の占領下におきましては、連合國人に對しましては日本はその權限をもつておりませうので、連合國人は除外されるわけでありませう。

○樺川委員 この郵便法というものは、これは日本がその管理から離れた場合を豫想しての法律だと考えますので、その場合において、何人でもといふのを、國籍のいかんを問はずといふふうに解釋するならば、今までの國際條約の慣例の場合との關係が、ちよつと一致しなくなるのではないかと思ひますが、どうですか。

○小笠原政府委員 ただいまの御質問は、將來今日の占領治下という状態が解消した場合を前提にしての御質問のようになり了解いたしました。その場合は、もちろん國籍のいかんを問はず何人でも八十四條の對象になるわけでありませう。その場合に、外國人につきましては、犯罪人引渡に關する條約によりまして、相互に犯罪人を逮捕するといふことに協力するといふ條約がございませう。その條約によるわけでありませうが、先ほど申し上げました郵便法の十三條の條約は、これはさうな刑事問題に關する條約の趣旨ではないのでありまして、純粹に郵便事業に關する條約を意味するものであります。

○林(目)委員 七十九條の途中で八十四條へ行つたのですが、七十九條の場合、小笠原政府委員の答辭によりまして、労働委員會の裁定によつて争議行爲の正當性のいかんが決定されるというのだが、官側によつて一方的に認定し得る場合もあるといふのですか。それとも争議行爲の正當性の有無といふ

のは、常に労働委員會の裁定によつて決定されるのだから、將來七十九條を適用して、ことさらに郵便の取扱ひをせぬといふことの認定については、やはり労働争議の正當性の有無の認定については、常に將來は労働委員會の裁定を考慮して七十九條を適用するといふふうに解釋していいかどうか。さつきのお答えではつきりしなかつた。

○小笠原政府委員 先ほど私が申し上げました趣旨は、労働關係の犯罪によつて労働委員會が告發する際に、その争議行爲が正當なりや否やは労働委員會がまず認定する。その告發によつて處罰するかしないかといふことを裁判所が判定するわけですが、その際にその争議行爲が正當かどうか刑法のあるいはこの罰則の適用を受けるかどうかといふことは、裁判所が最終的に認定するといふように考へるということをしては申し上げたのであります。

○林(目)委員 そすると、七十九條についての告訴告發をするのは、これは労働委員會がされるという意味ですか。これは官側がやるんだと私は解釋するのですが。

○小笠原政府委員 司法省の高橋事務官から御答辯申し上げたいと存じます。

○高橋説明員 労働者の行爲によつて争議にはいつたかどうか、この第一段の認定は事業主にあるのではないかと申します。そうして、事業主がこれが争議にはいつた、あるいは労働者側で争議にはいつた、こゝろいうような場合にはこれが労働委員會に通告されることになりまして、從つてそこに各種の調停行爲が行われる。またこれが

初めから不當だと考へられるような場合には、その行爲が犯罪を成立するのではないかといいことについて告發する權利は、もちろん事業主にあるものと思ひます。そうして労働委員會においてそれらを審議し、先ほど申し上げましたように告發の手段をとつた場合、あるいは事業主の側において告發した場合、そうして檢察廳においてこれを取上げ、正式に起訴した場合においては、結局最終の判斷は裁判所がこれをなすものと思ひます。

○林(目)委員 そすると、かりに官側が告訴告發をする場合に、これは労働組合法第一條による違法性の阻却であるかないかといふ認定は、中央労働委員會の裁定だとか、そういうものは斟酌することなくして、權限があるからとん／＼やるということになるのです。そう解釋していいかどうか。官側に權限があるか。

○高橋説明員 これは實際、問題があります事項でありますから、慎重に考慮いたしまして、次會にお答えいたしたいと思ひます。

○林(目)委員 もう一つ、これは條文は別ですが、政府委員にお聴きたいのは、郵便を受取らない場合の罰則があるのかないのか。これを見るときにやうですが、理由なくして郵便を受取らないことに對する措置といふものがあるのかないのかということでありませう。

○小笠原政府委員 今度の郵便法案におきましては、料金完納の郵便物を受取る義務、またその還付を受けた場合に差出人がそれを受取る義務は規定しないことになりました。

○林(目)委員 そすると、實際の取

扱いですが、たとえば今農村で土地の買収計画がありまして、知事の買収令書が郵便によつて送達されて、それを受取つたときには所有権が國家に移るわけですが、そういうわけで、縣廳が發行した買収令書を受取るか、受取らないかというところは非常に大きな問題になるのです。地主で自分の土地を買収されることを好まない人は故意に郵便物を受取らないのですが、そういう場合には、法文としては、公告によつて同じ處置をするというようなこともありますけれども、何とか郵便を受取らせる方法があるかということをご参考までにお聴きしておきたい。

○小笠原政府委員 今度の法案におきまして、結果において受取る義務があるのと同様の結果を來たしますのは、第六十六條の特別送達の規定でございます。つまり民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により送達する場合、これは結果において受取る義務があるのと同様に、あて所にさしおいてくるということができることになっております。それからまたもちろん訴訟關係の書類については、民事訴訟法の規定によりまして、一般の送達により得ない場合は、書留郵便として差出すということが規定されておいて、その場合には差出した降間に送達があつたものとみなすという特別規定がありますから、結局受取る義務があるのと同じ結果になるものであります。それ以外の場合におきましては、それ／＼所定の法律におきまして受取る義務を規定する必要があるれば、その法律に規定する建前をとつたわけでありませう。

○重井委員長代理 質疑はありませんか。――ありませんければ、續いて附則についての政府側の説明を聴取いたします。

○小笠原政府委員 附則の第八十六條は、第一項は特に御説明するまでもないのであります。この法律案が成立いたしますれば、明年の一月一日からこれを施行することと規定いたしましたのでございます。ただこの法案の第十條の規定に關しましては、過日來御説明申し上げましたように、その内容となるべき郵便物の運送に關する法律案を次の國會に提出する豫定でございますので、さしむき第十條の規定は實質的にこれが活動できないわけでございますから、第十條の規定に限りその施行期日を延期することにいたしました。その期日は政令でこれを定める。但しその期日は昭和二十三年四月一日以前でなければならぬという期限を法律で明示したのでございます。

第八十七條は現行郵便法を廢止する規定であります。第八十八條及び八十九條は、一般の例によります経過規定でございます。第九十條は、この法律案の第十條の、ただいま申しました運送業者の郵便物運送の義務に關する規定が、その施行を延期いたされまうと表裏いたしましたので、現行郵便法の第三條の規定、すなわち「運送業者ハ郵便官署ノ要求アルトキハ其ノ運送方法ニ依リ郵便物ノ運送ヲ拒ムコトヲ得ス」という規定を、新しい法案の第十條の規定が施行されるまでは效力を延長する趣旨の規定でございます。

第九十一條は、現在認可を受けて郵便切手類を賣りさばいておられます賣さばき人を、この郵便法案の第三十三條に規定する郵便物の賣るべき人とみなすという規定であります。この郵便法案第三十三條に規定いたします賣さばきに關する法律は、これまで次の國會に提出する豫定でございます。第九十二條は、罰則についての経過規定でございますが、特にたいだいの運送義務の規定に關しましては、現行郵便法第三條が效力を存續しております期間におきましては、その第三條に對應する現行郵便法の第四十二條の罰則はその效力を存續するという趣旨が、この第九十二條の括弧を書いた趣旨でございます。

○重井委員長代理 附則に對する質疑を許します。質疑はございませんか。……

それではこれをもちつて本案に對する逐條的な質疑を終つたのであります。が、これより總括的な質疑に入ります。なお會期も迫り、本委員會開會の機會もごく少なくなつたので、本日をもつて郵便法案に對する質疑を終つたしたいと思います。……

○重井委員長代理 附則に對する質疑を許します。……

○天野委員 ちよつとお尋ねいたしました。舊法の第七條に「郵便専用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ」とあります。新法にはこれが盛り込まれておりませんが、これは新憲法から申しまして、平等というやうな意味からこれを削除されたかと思ひますけれども、今後において郵便の用に供する自動車あるいは建物その他の物件、今までの第七條の適用を受けたものに對する租税その他については、どこでこれを

扱ふことになるか、またもしこれを削除した理由がありましたら、これを承つておきたいと思ひます。

○小笠原政府委員 現行郵便法第七條の「郵便専用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ」という規定を削除いたしました趣旨は、この規定の適用があまりには、大體國の所有に屬しない物件についてだけでございます。従いまして、要するに私人所有の物件をばら郵便の用に供している場合においても、現行法においては一切の賦課を免れるという結果になるわけでございます。……

○小笠原政府委員 たとえば局舎について申しますれば、將來は特定郵便局舎はこれを借入れる豫定で進んでおりますが、そういう場合には一般の家賃に相當するものを支給する。もちろん一般の家賃の中には税金がはいつております。また郵便の輸送に當つております専用自動車については、一般の運輸賃に相當するものを出すということにいたしますれば、これまた一般の運輸業者がもちろん税金を負担しているわけでございます。……

が、その請負料の中に包含されるべき筋合というところになるわけでありませう。

○天野委員 今の御説明を聴くと、それは税金はその所有者が納めるが、その税金相當額を逓信省から支出する、こういうふうで考えておれば差支えないのですか。

○小笠原政府委員 局舎について申しますれば、將來は特定郵便局舎はこれを借入れる豫定で進んでおりますが、そういう場合には一般の家賃に相當するものを支給する。もちろん一般の家賃の中には税金がはいつております。……

○天野委員 これは實は大臣にお伺ひいたしたいと考えておつたのですが、大臣がおいでにならなせんで、政府委員にお答え願へば結構だと思ひます。もし何でしたら、大臣から伺ひたい。郵便法は大體質疑を終りましたので、これから施行されると思ひます。……

こでまず第一條を見ますと、郵便物はなるべく安い料金で、あまねく、公平に社會公共のためにやるのだ、こういうことはまことに結構なことでありませう。しかし現在の状況におきまして、この安い料金という目的をもつて料金を安くいたして、そうして従事員を待遇いたします。……

今日事態におきまして、はたしてそれがなし得るかどうか。……

は相當ななればなりません。しかして先般も山猫争議というやうなものが行われましたために、一般の公衆は非常なる迷惑をこうむつております。わずかなあの事象ですら、あの被害をこうむつております。今後におきまして、従事員の待遇その他の點につきまして、現在の赤字をいかに克服するか。それからまた郵便の公共性が高度なることを考へて、これに對して逓信省は、かような事態が起らざるやうに何かお考へか、御處置を考へておられるかどうか。これを伺いたいと思ひます。

○小笠原政府委員 ただいまの御質問に對しましては、大臣からお答へするのが適當かと存じますが、日ごろ私どもが大臣から拜聴いたしておりますところの考へ方によりまして、私から一應お答へいたしたいと思ひます。第一條の郵便料金をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供するという趣旨は、もちろん合理的な範圍において、なるべく安い料金で運営するという趣旨でございます。もとより郵便事業の經營をもつて、そこに特別の利益を得ることを目的にするわけではないのでありまして、反面郵便事業の經營をできるだけ合理化いたしまして、元費元員をなくして、合理的な經營をやることはもとよりであります。しかしながら合理的な従事員の待遇は當然事業の經營としてこれを盛りこまなければならぬ趣旨でございます。そういうやうな範圍において、なるべく安い料金で郵便のサービスを提供するという趣旨でございます。もとより逓信省といたしましては、何といひしてもできるだけ従事員の生活を安定させることが事業の經營の基本的な問題でございます。

いますので、それに對しましては、逓信大臣以下でできるだけの努力をいたしておる次第でございます。

○天野委員 ただいまお答へ願ひましたが、郵便物の貴重なることは、ただいま申し上げました通りでありまして、一日もゆるがせにできないことであります。そこで第七十九條の、先ほどの林委員と政府との應答を聴きますに、やはり労働争議が起きた場合には、いかんともいたしがない。こういうやうな結果になりはしないかと考へております。争議が起るといふことはどういふことかと申しますと、大體において、従事員の待遇問題が主たるものである。こう考へます。そこで今の逓信省の待遇は、あまり今日の物價に比較してよいとは申されぬと思ひます。いわゆる郵便事務は全國津々浦々まで普遍いたして、おりまして同じ従事員でありまして、東京の中央におられる従事員と田舎の僻村におられる無集配局の従事員とに對しては、その業務の上において相當なる相違がある。しかもなお中央の電信局、郵便局等を見ますと、非常に勤務に當つておる。またその技術等においても、短時間において習得でき得ない技術をもつておる。こういうやうなことも見なければならぬ。この點等につきましては、當局はそれ／＼御承知だと存じますが、こういう面についても相當の考慮を當局はめぐらして、そして適當な賃金を支払なければならぬ、こう考へております。現在におきまして、田舎のひまな局とそれから事務繁多な中央の局との、その待遇方法の比較についてはどんな程度になつておりますか、一應承つておきたいと思ひます。

○小笠原政府委員 實はただいま御質問の待遇に關する具體的資料をもち合せておりませんので、お差支えがなければ、この次の機會に關係の政府委員から御答申申し上げることにいたしたいと存じますが、もちろん従事員の待遇、處遇と申しまして、金銭的な待遇の面、それから仕事の勞務の負擔の方の問題と、わけて考へることができるのでございます。この勞務の負擔の方の點につきまして、もちろん東京中野のやうな常時非常に繁忙な郵便局、それから田舎の比較的閑散な特定郵便局といふやうなところは、當然その仕事の量並びに量が違ひますので、定員の配置にあたりましてはこの仕事の量並びに質の面から考へて、勤務時間につきましても、私どもといたしましては、その間にある程度の差があることは當然のことであると考へておるのでございますが、能率につきましては、その量並びに質を考慮いたしまして、それ／＼適當な段階によつて合理的な定員の配置を企圖いたしておる次第でございます。待遇の面につきましても、御承知のやうに給與のほかに特別な、先ほど御指摘のたとえば電信の仕事といふやうな——これは最も顯著な例でございますけれども、そういうたゞうな特殊の技能を要する仕事につきましては、また特別の手當を支給するといふやうな方法を今日とつておる次第でございます。なお具體的の數字はただいま手もとにございませぬ。この次の機會、または別の機會に、關係の政府委員からお答へ申し上げるやうにしてはいかかと思ひます。

○天野委員 そのお答へは後日お調べになつてからで結構であります。そこで私が心配いたしますことは、今中央における過激な業務に携わつておる人は、八時間制ではつきりとその時間を勤めていかなければならぬ。田舎のひまな局におきましては、居残り制とかいふ、つまりほとんど局に寝ておつてもその人はよけいな金をもらつておる。こういうやうなことがあるのかのやうに聞き及んでおりますが、これは今政府委員の言われる通り、特別な手當をされておるならば結構だと思ひます。もしかような特別な手當でもないといふことで、田舎のひまな局では居残りによけいな給料をもらつて、中央のせわしい局の人たちは勤務するがゆゑにきつかり八時間で退勤しなければならぬ。従つて規定の給料だけしか貰わなかつた。こういうやうな矛盾がもしありとしますならば、これは相當考へなければならぬことであるとともに、私は當局に要望いたしたいことは、この物價の趨勢がこれで停止しているならばそれは何とも心配はないのでありますが、この物價の趨勢は決してこれで停止するとは言われません。郵便物は一日たりとも停止することはでき得ない。いわゆる社會の公共のために一刻たりとも休むことはできない。こういう重要な任務をもつたこの逓信省の事業は、これは私は相當當局としてお考へを願つて、やがてこの物價の變動はかくあるであらう。また物價が高くなつた以上は、従事員の生活の費用はこんなやうになるであらう。しからばこれに對して對處することはどういふやうにしていかなければならぬ。こういうやうな二月、三月、あるいは半年先の豫想までされたいと考へております。

す。今の逓信省のみではありません。政府當局のこの俸給問題等に對する對處は、まことにどうのほうを見てなわなうといふより、また遅れたものではないか。いわゆる賃金は安く、物價は高くなつて、俸給生活者が食へられなくなつて騒ぎ出して、そのときに交渉を始めて、それから上げようとか、上げまいとかいふことになつておる。従つてそれが争議のもとになつてまいります。他の事業ならば半月、一月あるいは争議を續けてもいいでありましようが、この郵便物だけはたとえ一日たりともこれを休むことはできない、一般國民に對し、また文化的生活をいたし、文化に寄與せんとするこの國民の生活上にとつて、決して休むことはでき得ないのであります。かようなことで重要な逓信事業でありますので、どうか政府當局といたしましては、その點に思ひをいたして、そして逓信に限つては、争議等が必ず發生いたさないとの確信のもとに行政を行われんことを切望いたすとともに、その腹案があたりでしなれば、承つておきますと幸だと存じます。この答辯は後日でも結構でございます。

○小笠原政府委員 先ほど私がお答へ申し上げました點が、少し言葉が足らなかつたやうに思われますので、さらに補足いたしたいと思ひます。さうして、先ほど一例を電信の事業についてあげまして、そういう特別の技術を有する者に對しては、特別の手當を支給しておることを申し上げました。それは必ずしも東京の中で行われておるところの電信事務員にのみ出しておるといふ趣意ではないのであります。さういつた特殊の事務に對して

は、もちろん全國どこでも特別な手當を出してやるわけにございませう。ただ従業員の負擔の點につきましては、先ほど申し上げましたように、仕事の量、並びに賃から考えまして、できるだけ負擔の公平を期し、またその適正を期するようにいたしたい。かように考えておる次第でございませう。それが具體的に現れてきますのは、一つは勤務時間、すなわち役所に出て来て歸るまでの時間の問題でございませう。その點につきましては、非常に忙しい局は原則としてより八時間勤務を前提として考えております。しかし田舎の非常に閑散な郵便局の場合には、かりに八時間といたしますと、實働時間がきわめて短かいということになりませう。大局における八時間勤務の實體が六時間もしくは六時間半の實體になるという事實と權衡を考えます場合、一例をあげれば田舎の閑散な局においては、九時間あるいは十時間の勤務をしてもらつても決してそれは必ずしも過當ではない。大體において權衡が保てるのではないかと。かように考えているのでございませうが、この問題につきましては、まだ全通との間に意見の一致を見ておりません。今日中央労働委員會に全通側から提訴されていゝところの問題の十一つになつております。いづれ何らかのかつこつにおいてこれが圓滿に解決されることを私も希望いたします。この次第でございませう。かような次第で負擔の均衡という點は、十分私の方といたしましてははかりたい。かように考えている次第でございませう。なお逓信従業員の待遇の問題につきましては、まことにたいへん貴重な御意見を拜聴いたしました。歸りま

して大臣によく報告いたすことにいたしました。存じます。なお腹案等についての御質問でございませうが、これはたゞいま私は具體的の資料をもつておりませんので、後日にお答え申し上げることをお許し願ひたいと思ひます。

○重井委員長代理 この際ちよつとお語りいたします。情願の紹介議員がお見えになつておりますので、この際本件に對する質疑を一應中止しておいて、請願を續行いたしたいと存じますが、いかがでございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○重井委員長代理 それでは日曜第五、宮本村大字横川に郵便局設置の請願を議題といたします。紹介議員山下春江君より説明を聴取いたします。

○山下春江君 福島縣の東白河郡宮本村大字横川に郵便局を設置することを許可されたいという請願でございませう。この村は木材とか木炭とかいふものは郡下第一の生産地であり、そのほかのめんようとか、そのほか牧畜業の盛んな所でありませう。戸数は一千三百ばかりしかないのでございませうけれども、村が非常に大きくございまして、

さういつた事業を行つております村民といひましては、この大きな村に郵便局がないといふことのために、非常に不便をいたしているものであります。長さがすみからすみまで五里ぐらゐる村でございまして、一つの郵便物を出しますために、隣りの村まで郵便を背負つて歩いていくといふような、少くとも村民が二日を費さなければならぬような地域もあるであります。

先ごろ逓信局の業務部の實地調査の係の方へお願いいたしまして、御調査を

願ひましたところが、郵便局を設置する村に該當しているというお答えをいただいたのであります。そこでこの郵便局を設置するにあたりましては、村會の決議をもちまして、設置費は全部村において負擔するということを決議いたして請願いたしてゐるのであります。そこでこの村の農村文化の發達の意味から言ひましても、農村の福利増進の意味から言ひましても、ぜひとも郵便局を設置することに本委員會におかれまして御審議をいただきまして、なるべく早い期間に御設置をいたしたいと念願する次第であります。

○重井委員長代理 本請願に對する政府側の意見を聴取いたします。

○小笠原政府委員 ただいまお話の福島縣東白河郡宮本村大字横川に郵便局を設置いたします問題につきまして、研究いたした上でございませうが、宮本村はたゞいまお話のようにまことに地域が廣大でありまして、しかもまだ郵便局が設置されないといふために、通信機關の利用上相當不便であることは、重々お察し申し上げるのでございませう。ただいまの御請願にあるところの字横川においてはどうかといふことでございませうが、字横川は受持の郵便局である竹貫郵便局といふのがすぐ近くにございまして、わずかに一、六キロしか離れておられないのみならず、この横川は御承知のように宮本村といひましては、あまりにも西のほうに偏してございませう。

はしたして適當であるかどうか、非常に疑問があり、困難ではないかと思ふのでございませう。むしろ郵便局を置く位置

としては、宮本村の中心地である大字大原、小學校の附近が適當ではないかと一應考えられる次第でございませう。將來ここに設置することにつきましては、今後他との振合ひを考えまして、考慮いたしたいと存する次第であります。

○重井委員長代理 本請願に對する質疑はございませうか……。

○重井委員長代理 ございませうけれども、續いて日曜第四、特定郵便局制度存続の請願、庄司一郎君の御説明を聴取いたします。

○庄司一郎君 本請願は本國會において、すでに前後二回、まつたく内容において同一趣旨の請願を紹介議員として申し上げたのでございませう。ただいま議題としていたした第一〇一號請願は愛媛縣喜多郡大瀬村長城戸好君ほか七十三名、その大部分は町村會議員あるいは小學校長、初級中學校長、地方の重立つた公職、名譽職についておられる七十三名の連名の請願であります。私が申し上げた通り本請願の趣旨は、七十年という長い歴史あり、制度化しております地方町村の小

さな特定郵便局、昔の三等郵便局と言われた特定郵便局には、多くの地方的な利益もあり、その運営の面においては伸縮性あり、弾力性あり、かような局長諸君が地方において一つの迫力をもつて局長の仕事をやつてこられた過去七十年の歴史に徴しても、この特定郵便局制度を將來とも存続してほしいという請願の結論でございませう。反面において特定郵便局廢止の請願というものは過般一回出ておりますが、それはまつたく反對に、この制度を將來に

存続を願ひたいという請願の趣旨であります。もとより現在の特定郵便局の制度にも、時代の進歩に伴つて改善の餘地あるものも多々あると思ひます。そういう點は請願者等において極力改善し、國の大きな文化のために、將來ともこの制度のわく内において時々刻々、日進月歩の改善を施して、國家のために、國民のために御奉公したいという趣旨であります。前二回紹介議員が申し上げた通りの内容でございませう。かような關係上、本國會も餘日もいくばくもございませう。またさらに議會の延長等も新聞報道等にございませうが、延べにしておそく何千人という存続關係の請願であります。本委員會におかれましては、適當な時期に速やかにこの趣旨のあるところを御付度くださいます。また現に逓信政府委員は、現在の特定郵便局制度をにわか

に撤廢する意思等はない。つまり存続の方針であるといふような意味の御意思の發表も過般あつたのであります。さういふ意味において、今回は同一趣旨の請願の三回目であります。よろしく本委員會において御採擇あらんことをお願いいたします次第であります。

○重井委員長代理 本請願に對する政府側の意見を聴取いたします。

○小笠原政府委員 ただいま御提案にありました特定郵便局制度存続の御請願につきまして、ただいまもお話にわたりました同様の趣旨の請願に對しまして政府の意見を申し上げたので、重複を避けて簡単に申し上げます。政府といたしましては、御承知のようにその地方の事情に即した人

採算がよくとれば、上げてもよろしいといふことであります。民間の企業の経営状態がよろしいというのは、

第二番目は、同じ通信事業の中に、きましても、電話事業などのように、機械的な作業をやるところにおきま

別會計で獨立採算制をやつていく上において、どの程度この特別會計は自性をもつておるものであるか、ある

から申しますれば、今日は非常に苦
い方の事業であるわけでございます

扱、あるいは代金引換の代金をもら

り、いかに山間僻地に住んでおいでになる方でも、いわゆる均一料金で、遠い所から来る小包を受取る事ができることが、この郵便事業の一つの特色であると考えています。もちろんそういうような均一制をめぐって距離制にする、あるいはまたいわゆる帯域制——ゾーンシステムにするということも考えられるのであります。その點につきましては、今後そういう方法にもつていつた方がいかにどうかという事は、研究したいと思ひますが、今回提案いたしました小包料金の中の、いわゆる市内小包制度というのは、いわば一つの距離制の料金のごときものであります。都の區相互間、あるいは同一市町村内相互間に發着する小包については、これを逓信大臣に料金の半額までは、これを逓信大臣において低減し得るといふ規定を設けたのであります。すなわちさような場合は、きわめて近距離間の小包の役務を提供することになりまして、非常に安い料金でこれを實施し得る案と考えるのであります。この點はある意味におきまして、ただいまお話の距離制の一つの現れであると考えてもできるかと存じます。いづれにいたしましても、一般的に距離制ないしは帯域制度をとるかという問題につきましては、少くとも現在の小包料金収入を割るようなことがありましては、今日の通信會計の状況から見まして困るわけでありまして、そういう點になりますと、實際今日取扱われておる小包がはたしてどういふ距離のものかということにつきまして、具體的な資料をまず把握することが前提になるわけでありまして、これらの點につきましても、帯

域制をとることの可否、またその具體的の資料等については、今後十分研究してまいりたいと存じます。

それから第二點の、貯金法の第三十條のいわゆる非常取扱いに關する制度、すなわち「天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を満たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金に關し、」無料で取扱ひまたは便宜の取扱ひをすることができるといふ、いわゆる非常取扱ひの制度を、郵便事業に考えていないかどうかという御質問でございますが、この點につきましては郵便法案におきましては、料金を無料にすることは無料郵便に關する二十條の規定のほかは考えておらないのでございます。郵便貯金の場合におきましては、その預金者は通帳その他によつてきわめて明瞭に立證できますが、郵便の場合におきましては、その點は非常に困難でございます。新しい法案におきましては、この非常災害による無料扱いということは考えておりません。

○岡田委員長 ほかにありますか。——それではこれをもつて郵便法案に對する逐條的及び總括的質疑を終了するということに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡田委員長 では郵便法案に對する質疑はこれをもつて終ります。次會は公報をもつて御通知申し上げます。本日はこれで散會いたします。

午後四時二十二分散會

昭和二十三年一月十二日印刷

昭和二十三年一月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局